

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年7月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500062 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500048 号

第 1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日から平成18年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から平成17年4月までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円から11万円及び平成17年5月から平成18年7月までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円から11万8,000円とする。

平成16年4月から平成18年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年4月から平成18年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月30日は5万円、平成16年12月28日は20万円、平成17年7月29日は30万円、平成17年12月29日は35万円及び平成18年7月31日は40万円に訂正することが必要である。

平成16年7月30日、平成16年12月28日、平成17年7月29日、平成17年12月29日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月30日、平成16年12月28日、平成17年7月29日、平成17年12月29日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成18年8月1日から平成21年3月1日までの期間のうち、請求者のB社における平成18年8月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年8月から平成19年3月までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円から11万8,000円及び平成19年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、11万8,000円から12万6,000円とする。

平成18年8月から平成19年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月から平成19年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社における標準賞与額を平成18年12月29日は38万円、平成19年7月31日は38万円、平成19年12月28日は40万円、平成20年7月31日は30万円及び平成20年12月19日は15万円に訂正することが必要である。

平成18年12月29日、平成19年7月31日、平成19年12月28日、平成20年7月31日及び平成20年12月19日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月29日、平成19年7月31日、平成19年12月28日、平成20年7月31日及び平成20年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月1日から平成18年8月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月28日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成17年12月29日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年8月1日から平成21年3月1日まで
⑧ 平成18年12月29日
⑨ 平成19年7月31日
⑩ 平成19年12月28日
⑪ 平成20年7月31日
⑫ 平成20年12月19日

A社及びB社に勤務していたそれぞれの請求期間①及び請求期間⑦に係る標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低い額で記録されている上、両社から賞与が支給されていたが、請求期間②から⑥まで及び請求期間⑧から⑫までの標準賞与額の記録が無いので、年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された銀行預金の取引履歴調査結果の写し及び課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、16万円又は20万円の標準報酬月額に見合う報酬月額の支払いを受け、11万円又は11万8,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、請求期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年4月から平成17年4月までの期間は11万円、平成17年5月から平成18年7月までの期間は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から⑥までについて、請求者から提出された銀行預金の取引履歴調査結果の写しにより、請求者は、当該期間に係る賞与をA社から支給されたことが確認できる。

また、A社において厚生年金保険の被保険者であった同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚は、請求期間②から⑥までにおいて賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②から⑥までにおいて賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から⑥までに係る標準賞与額については、銀行預金の取引履歴調査結果の写しに記載されている振込額、同僚の賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間②は5万円、請求期間③は20万円、請求期間④は30万円、請求期間⑤は35万円及び請求期間⑥は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者

賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②から⑥までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑦のうち平成18年8月1日から平成19年9月1日までの期間について、請求者から提出された銀行預金の取引履歴調査結果の写し及び課税庁から提出された給与支払報告書により、請求者は、20万円又は22万円の標準報酬月額に見合う報酬月額の支払いを受け、11万8,000円又は12万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、請求期間⑦に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑦に係る標準報酬月額については、給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年8月から平成19年3月までの期間は11万8,000円、平成19年4月から平成19年8月までの期間は12万6,000円とすることが必要である。

一方、請求期間⑦のうち平成19年9月1日から平成21年3月1日までの期間については、給与支払報告書から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（12万6,000円から24万円）と同額又は高額であるものの、給与支払報告書から推認される厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦について、請求者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年8月1日から平成19年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑧から⑫までについて、請求者から提出された銀行預金の取引履歴調査結果の写しにより、請求者は、当該期間に係る賞与をB社から支給されたことが確認できる。

また、B社において厚生年金保険の被保険者であった同僚が所持する賞与明細書に

より、当該同僚は、請求期間⑧から⑫までにおいて賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑧から⑫までにおいて賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑧から⑫までに係る標準賞与額については、銀行預金の取引履歴調査結果の写しに記載されている振込額、同僚の賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間⑧及び⑨は 38 万円、請求期間⑩は 40 万円、請求期間⑪は 30 万円及び請求期間⑫は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑧から⑫までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500023 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500047 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日、C社D工場（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにF社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月から昭和 31 年 12 月 21 日まで
② 昭和 33 年 4 月から昭和 34 年 4 月 14 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 14 日から昭和 36 年 3 月まで
④ 昭和 37 年 2 月 7 日から同年 3 月 13 日まで

請求期間①について、私は、昭和 30 年 1 月からA社に勤務したが、厚生年金保険の記録は昭和 31 年 12 月 21 日に資格取得している。請求期間②及び③について、C社には、昭和 33 年 4 月から昭和 36 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が、昭和 34 年 4 月 14 日から同年 6 月 14 日までになっている。請求期間④について、F社には、昭和 37 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の記録は、昭和 37 年 2 月 7 日に資格喪失している。すべての請求期間について厚生年金保険の記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が提出したA社の工場内で昭和 31 年 10 月 21 日に撮影されたと思料される写真から、請求者が請求期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者は、昭和 30 年 1 月からA社に勤務したと主張している一方で、昭和 30 年 3 月 15 日に中学校を卒業し、G社に 1 年から 2 年勤務した後にA社に入社した旨の陳述をしており、請求期間と請求者の陳述内容に矛盾があることから、請求者が同社に入社した時期を特定することができない。

また、B社には当時の厚生年金保険被保険者資格に関する資料及び人事記録が無い

ことから、請求期間における請求者の勤務実態、雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する請求期間に係るB社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番はなく、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

請求期間②及び③について、請求者が提出した昭和33年8月13日にH店で、昭和33年10月15日にC社D工場内で撮影されたと思料される写真及び同僚の証言から、請求者が請求期間②及び③の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社には厚生年金保険被保険者資格に関する資料及び人事記録が無いことから、請求期間における請求者の勤務実態、雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。

また、I年金基金が保管する健康保険台帳により、請求者が昭和34年4月14日に資格取得し、昭和34年6月14日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する請求期間に係るE社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番はなく、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

請求期間④について、請求者は、F社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日をJ社における資格取得日と同日の昭和37年3月13日であると主張している一方で、J社に勤め始めたのは、F社を退職して1か月もしないうちであった旨の陳述をしており、請求期間と請求者の陳述内容に矛盾があることから、請求者がF社を退職した時期を特定することができない。

また、F社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、請求者が昭和37年2月7日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、請求者が同僚として名前を挙げた複数の同僚は、請求者を記憶していないことから請求期間における勤務実態については不明である。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。